

議案第12号

福岡市印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、印鑑の登録資格を改める必要があるによる。

福岡市印鑑条例の一部を改正する条例

福岡市印鑑条例（昭和35年福岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。